

1803 植物防疫法に基づく輸入規制の税関における確認内容

外国から輸入される植物、中古農業機械等は、植物防疫法の規定により植物検疫を受けることを義務付けられています。

また、輸入禁止地域から発送又は経由して輸入される特定の植物、昆虫、ダニ、細菌等の有害動植物、及び土又は土の付着した植物等は、試験研究の目的等で農林水産大臣の許可を受けた場合以外は輸入禁止品として輸入してはならないと定められています。

これらの物品は、一般貨物、携帯品、国際郵便物等の輸送形態に関わりなく、また、量の多少、お土産、個人消費等の用途に関係なく全て検疫の対象となります。

ただし、製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品、籐及びコルク、麻袋、綿、製茶、乾たけのこ、あんず、いちじく、柿等の乾燥果物等は、植物防疫法に基づく検査を要しないものと定められています。

これら検疫対象植物類等を輸入しようとする場合は、植物防疫所の検査を受け検査結果等に基づいて発給された「植物等検査合格証明書」、「植物等輸入認可証明書」等を税関に提出して確認を受けなければなりません。

また、郵便物又は携帯品として輸入される検疫対象植物類等については、その輸入植物類等又はその容器包装に植物防疫所により押印された「植物等検査合格証印」等を税関において確認します。

(関税法第70条、関税法基本通達70-3-1、植物防疫法第6条、第7条、第8条、同法施行規則第19条)

【主な問い合わせ先】

横浜植物防疫所	045-211-7152~4
札幌支所	011-852-1809
塩釜支所	022-362-6916
新潟支所	025-244-4401
成田支所（成田空港）第1PTB	0476-32-6694
第2PTB	0476-34-2352
第1航空貨物	0476-32-6690
第2航空貨物	0476-32-6660
東京支所	03-3599-1137
羽田支所（旅客担当）	03-5757-9790
（航空貨物担当）	03-5757-9792
名古屋植物防疫所	052-651-0112~3
中部空港支所（旅客担当）	0569-38-8433
（航空貨物担当）	0569-38-8439
伏木富山支所	0766-44-0954

清水支所	0 5 4 - 3 5 2 - 3 7 7 5
神戸植物防疫所	0 7 8 - 3 3 1 - 2 3 8 6, 2 3 7 6, 4 2 0 1
関西空港支所 (旅客担当)	0 7 2 - 4 5 5 - 1 9 3 6
(航空貨物担当)	0 7 2 - 4 5 5 - 1 9 3 8
大阪支所	0 6 - 6 5 7 1 - 0 8 0 1
広島支所	0 8 2 - 2 5 1 - 5 8 8 1
坂出支所	0 8 7 7 - 4 6 - 4 1 0 8
門司植物防疫所	0 9 3 - 3 2 1 - 2 6 0 1
福岡支所	0 9 2 - 2 9 1 - 2 5 0 4
福岡空港出張所	0 9 2 - 4 7 7 - 7 5 7 5
鹿児島支所	0 9 9 - 2 2 2 - 1 0 4 6
鹿児島空港出張所	0 9 9 5 - 5 8 - 2 4 2 8
名瀬支所	0 9 9 7 - 5 2 - 0 4 5 9
那覇植物防疫事務所	0 9 8 - 8 6 8 - 2 8 5 0
那覇空港出張所	0 9 8 - 8 5 7 - 0 0 5 4

(参考) [植物防疫所ホームページ](#)